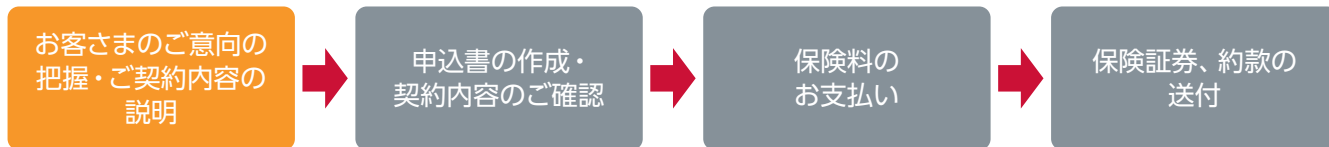


方針3 お客さまに最適な保険商品の提案

お客さまに十分なご理解をいただいたうえで保険契約を申し込んでいただくため、お客さまのご意向を正しく把握し、最適な保険商品をご提案します。

■ ご契約までの流れ



重要事項等の説明と意向の把握

- お客さまがどのような補償内容を希望されているかなど、お客さまのご意向をしっかりと把握した上で、最適な保険商品やプランをご提案します。
- 保険募集に際しては、保険契約の内容をご理解いただくために、商品の仕組み、補償内容、保険料に関する事項などを記載した「重要事項等説明書」などを用いて、適切かつわかりやすくご説明します。
- 保険のご契約にあたっては、お客さまがご自身でご契約の適否を判断できるよう、次のような事項について必要な情報をご提供し、丁寧にご説明します。
 - お客さまが保険商品の内容を理解するために必要な事項（保険金の支払い条件、保険期間、保険金額など）
 - お客さまに対して注意喚起すべき事項（告知義務の内容、責任開始期、契約の失効、セーフティネットなど）
 - その他お客さまの参考となる事項（ロードサービスなどの主要な付帯サービス、直接支払いサービスなど）これらの情報をわかりやすくお伝えするため、「重要事項等説明書」では、ご注意ください点の強調表示や、わかりにくい保険用語の説明、図表を活用するなどの工夫を行っています。
- お客さまに十分なご理解をいただいたうえでご契約いただくため、ご契約前に、お客さまのご意向と保険契約の内容が合致しているかを改めて確認させていただきます。

2025年1月版

ご契約したくお客さまへ 重要事項等説明書

この書面では、自動車保険に関する重要事項（契約概要）「注意喚起事項」等について説明しております。ご契約前に必ずお読みください。また、ご契約後に必ずお読みください。また、ご契約後に必ずお読みください。

なお、ご契約者と記名被保険者・車両所有者（車両保険を適用している場合は）が異なる場合は、必ず記名被保険者・車両所有者の方にもこの書面をお読みいただきますようご契約よりお伝えいたします。この書面は、任意のクルマの保険（個人用自動車保険）とSGR（一般自動車保険）のドライバー保険（特約単位別ドライバー保険）または特約単位別ドライバー保険の特約をセットしたものを指すために記載しております。

1. 契約概要（契約概要）

2. 注意喚起事項（注意喚起事項）

3. 用語の説明（用語の説明）

4. 補償内容（補償内容）

5. 保険料（保険料）

6. 契約の解除（契約の解除）

7. 契約の更新（契約の更新）

8. 契約の終了（契約の終了）

9. その他（その他）

1. 契約締結前にお客さまへご確認ください

(1) 商品の仕組み

① 対人賠償責任保険

② 対物賠償責任保険

③ 人身傷害保険

④ 車両保険

⑤ 対人賠償責任保険

⑥ 対物賠償責任保険

⑦ 人身傷害保険

⑧ 車両保険

⑨ 対人賠償責任保険

⑩ 対物賠償責任保険

⑪ 人身傷害保険

⑫ 車両保険

⑬ 対人賠償責任保険

⑭ 対物賠償責任保険

⑮ 人身傷害保険

⑯ 車両保険

⑰ 対人賠償責任保険

⑱ 対物賠償責任保険

⑲ 人身傷害保険

⑳ 車両保険

㉑ 対人賠償責任保険

㉒ 対物賠償責任保険

㉓ 人身傷害保険

㉔ 車両保険

㉕ 対人賠償責任保険

㉖ 対物賠償責任保険

㉗ 人身傷害保険

㉘ 車両保険

㉙ 対人賠償責任保険

㉚ 対物賠償責任保険

㉛ 人身傷害保険

㉜ 車両保険

㉝ 対人賠償責任保険

㉞ 対物賠償責任保険

㉟ 人身傷害保険

㊱ 車両保険

㊲ 対人賠償責任保険

㊳ 対物賠償責任保険

㊴ 人身傷害保険

㊵ 車両保険

㊶ 対人賠償責任保険

㊷ 対物賠償責任保険

㊸ 人身傷害保険

㊹ 車両保険

㊺ 対人賠償責任保険

㊻ 対物賠償責任保険

㊼ 人身傷害保険

㊽ 車両保険

㊾ 対人賠償責任保険

㊿ 対物賠償責任保険

㊿ 人身傷害保険

㊿ 車両保険

(2) 基本となる補償および補償される運転者の範囲等

① 対人賠償責任保険

② 対物賠償責任保険

③ 人身傷害保険

④ 車両保険

⑤ 対人賠償責任保険

⑥ 対物賠償責任保険

⑦ 人身傷害保険

⑧ 車両保険

⑨ 対人賠償責任保険

⑩ 対物賠償責任保険

⑪ 人身傷害保険

⑫ 車両保険

⑬ 対人賠償責任保険

⑭ 対物賠償責任保険

⑮ 人身傷害保険

⑯ 車両保険

⑰ 対人賠償責任保険

⑱ 対物賠償責任保険

⑲ 人身傷害保険

⑳ 車両保険

㉑ 対人賠償責任保険

㉒ 対物賠償責任保険

㉓ 人身傷害保険

㉔ 車両保険

㉕ 対人賠償責任保険

㉖ 対物賠償責任保険

㉗ 人身傷害保険

㉘ 車両保険

㉙ 対人賠償責任保険

㉚ 対物賠償責任保険

㉛ 人身傷害保険

㉜ 車両保険

㉝ 対人賠償責任保険

㉞ 対物賠償責任保険

㉟ 人身傷害保険

㊱ 車両保険

㊲ 対人賠償責任保険

㊳ 対物賠償責任保険

㊴ 人身傷害保険

㊵ 車両保険

㊶ 対人賠償責任保険

㊷ 対物賠償責任保険

㊸ 人身傷害保険

㊹ 車両保険

㊺ 対人賠償責任保険

㊻ 対物賠償責任保険

㊼ 人身傷害保険

㊽ 車両保険

㊾ 対人賠償責任保険

㊿ 対物賠償責任保険

㊿ 人身傷害保険

㊿ 車両保険

〈自動車保険の重要事項等説明書〉

高齢者・障害者への配慮

お客さまの利益が不当に害されることなく、すべてのお客さまに安心してサービスをご利用いただけるよう、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）に基づき、以下の取組みを行っています。

■ 社内向け疑似体験プログラムの実施

視覚障害用ゴーグルなどを使用した疑似体験プログラムを社内向けに提供しています。障害者の不自由さや困難を疑似的に体験することで、障害者や高齢者に対する理解を深めることを目的としています。



● 実際に研修を受けた感想

- ・実際に体験してみると、障害のある方をサポートすることは、想像していたよりも難しいことがわかりました。知識を深めることは大切だと感じました。
- ・物を拾う際にバランスを崩し、思っていた以上に体が自由に動かせないことを体験しました。周りにいる人たちが助け合いたいと思いました。
- ・視覚障害用ゴーグルを使用した疑似体験では、視覚に障害があると、パンフレットの赤色部分などが見えにくいことに気づきました。より丁寧な説明を心がける必要性を感じました。

■ 聴覚・発話障害をお持ちの方へのサービス

2017年9月、業界で初めて手話通訳会社と連携したテレビ電話を通じた手話や文字チャットによる事故受付を開始しました。2020年6月からは、事故受付からその後の事故の対応まで本サービスを拡大しています。

当社の「手話通訳サービス」の詳細は、当社公式ウェブサイトの特設サイトをご覧ください。

<https://www.sompo-japan.co.jp/covenanter/accontact/contents3/>



■ 公共インフラである「電話リレーサービス」の周知

聴覚や発話に困難のある人と、きこえる人との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができる、法律に基づいた公共インフラとしてのサービスです。

「電話リレーサービス」などを介して当社へご連絡いただいた場合は、通常の電話連絡の場合と同様の対応ができるよう、社内に周知しています。

